

たき火からの火災に注意してください！

令和4年1月から5月までの期間、田辺市消防本部管内では、火入れ、たき火又は農業に伴う焼却行為から火災に発展したと考えられる火災が、火災全体の30%を超えました。

田辺市消防本部管内では、平成28年から令和3年まで、**6年連続で「たき火」が出火原因の1位**となっています。



令和4年中も、「たき火」が原因の火災が多く発生しています。

たき火による火災の予防のため以下の点に注意しましょう!!

- 強風注意報や乾燥注意報の発表中は実施を控えましょう。
- 延焼のおそれのない広い場所で行いましょう。
- 焼却行為中は、監視人をおき、その場を離れないようにしましょう。
- 消火器具を設置するようにしましょう。(水バケツ、水道ホース等)
- 少量ずつ焼却するようにしましょう。
- 焼却行為の終了後は、完全に消火及び後始末をしましょう。

たき火をする際は、田辺市火災予防条例に基づき、実施する前日までに

火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出

を 最寄りの消防署（分署）へ提出する 又は 電話連絡 をしましょう。

※ たき火は、一部例外を除き、法律で原則禁止されています。詳細は、下記の QR コードを読み取るかインターネットで検索し、田辺市消防本部の「たき火による火災に注意してください」のページをご確認ください。

また、ご不明な点等があれば、下記の問い合わせ先へご連絡ください。



田辺市 たき火

検索



【問い合わせ先】

田辺消防署	TEL0739-22-0119
扇ヶ浜分署	TEL0739-26-0119
龍神分署	TEL0739-78-0119
中辺路分署	TEL0739-64-0119
大塔分署	TEL0739-48-0119
本宮分署	TEL0735-42-0119

